

新型インフルエンザワクチン接種について

新型インフルエンザワクチンは、当面、提供できる量に限りがあります。そのため重症化予防、死亡数減少を主な目的として、優先接種対象者が決められています。優先接種対象者のうち、希望する方にワクチン接種が行われます。

優先接種対象者・接種スケジュール

対象者（年齢は接種時点）	開始時期
・医療従事者	10月26日(月)
・妊婦で保存剤添加のワクチンを希望する方	11月9日(月)
・基礎疾患のある方で、1歳～小学3年生	
・基礎疾患のある方で、入院患者などのより重症化のリスクが高い方	
・基礎疾患のある方で、上記以外の方	11月16日(月)
・妊婦で保存剤無添加のワクチンを希望する方	
・1歳から未就学児までの幼児	
・小学1～3年生	12月ごろ
・1歳未満の小児の保護者	1月ごろ
・優先接種者のうち、身体上の理由により予防接種が受けられない方の保護者 ^{など}	
・小学4～6年生	1月または2月ごろ
・中学生、高校生に相当する年齢の方	
・65歳以上の高齢者の方	

優先順

基礎疾患のある方とは、右表「基礎疾患の基準」の疾患状態で入院中または通院している方です。今後の状況によっては、接種開始時期が変更になる可能性があります。

基礎疾患の基準

分類	詳細
1.慢性呼吸器疾患	気管支喘息やCOPD、気道分泌物の誤嚥 ^{ごえん} のリスクがある方（脳性麻痺、認知機能障害、精神運動発達障害などを含む）
2.慢性心疾患	血行動態に障害がある方。ただし、高血圧を除く。
3.慢性腎疾患	透析中の方、腎移植後の方を含む。
4.慢性肝疾患	慢性肝炎を除く。
5.神経疾患 神経筋疾患	免疫異常状態、あるいは呼吸障害等の身体脆弱状態を生じた疾患・状態を対象とする。
6.血液疾患	鉄欠乏性貧血、免疫抑制療法を受けていない特発性血小板減少性紫斑病と溶血性貧血を除く。
7.糖尿病	妊婦・小児、併発症のある方。またはインスリンおよび経口糖尿病薬による治療を必要とする方。
8.疾患や治療に伴う免疫抑制状態	悪性腫瘍、関節リウマチ・膠原病、内分泌疾患、消化器疾患、HIV感染症などを含む。
9.小児科領域の慢性疾患	染色体異常症、重症心身障害児・者を含む。

接種費用

全国一律で1回目3,600円、2回目2,550円（1回目と異なる医療機関で接種する場合は3,600円）となります。

接種の流れ

- 優先接種対象者の確認**
優先接種の対象者かどうか確認してください。
- 接種スケジュールと実施医療機関の確認**
接種スケジュールの日程と接種医療機関を確認してください。
- 接種の予約**
接種を希望する医療機関に予約を入れてください。詳しくは各医療機関にお問い合わせください。
- 優先接種対象者の提示書類の用意**
ワクチン接種を受けるときに、医療機関で書類（下記参照）を提示してください。
- 接種の実施**
ワクチンの接種後に接種部位が腫れるといった反応が出るかもしれません。ほとんどは軽い一過性の症状でおさまりますが、気になる症状が出たり、長引いたりするときは接種した医療機関に連絡をしてください。
- 予防接種済証の交付**
新型インフルエンザ予防接種済証を交付または母子健康手帳に記載してもらってください。2回目の接種時に提示が必要となります。

提示書類リスト

優先接種の対象者であることを証明するため、ワクチン接種時に医療機関に提示してください。提示する書類は対象者によって異なります。

妊婦

「母子健康手帳」

基礎疾患のある方

かかりつけ医にご相談ください。かかりつけ医以外の医療機関で接種する場合は、かかりつけ医が交付する「優先接種対象者証明書」が必要となります。

1歳～小学3年生

「母子健康手帳」、「被保険者証」、「住民票」などの年齢を確認できる書類

1歳未満の小児の保護者

「母子健康手帳」、「被保険者証」、「住民票」など、1歳未満の小児と同一世帯であることを確認できる書類

優先接種対象者のうち、身体上の理由により予防接種が受けられない方の保護者^{など}

「優先接種対象者証明書」（かかりつけ医で交付）

「被保険者証」、「住民票」など、身体上の理由により予防接種が受けられない方と同一世帯であることを確認できる書類

小学4年生～高校生に相当する年齢の方

「被保険者証」、「学生証」、「住民票」など、年齢を確認できる書類

65歳以上の方

「被保険者証」、「運転免許証」、「住民票」など、年齢を確認できる書類

生活保護受給世帯および中国残留邦人等の支援受給者の方

「受給証明書」（生活福祉課で交付）

接種の回数

接種の回数は2回で、1回目の接種後、1～4週間の間隔において2回目接種となります。ただし、専門家による検討の結果、1回接種で十分有効であると評価された場合は、接種回数が変更になります。

接種費用の補助制度

国は新型インフルエンザワクチンの接種費用について、低所得者の経済的負担を軽減し、受けやすい環境整備を図ることなどを目的として、費用負担の助成を決定しました。

市では下記の対象者に新型インフルエンザワクチンの接種費用の全額補助を行います。ワクチン接種後に下記の必要書類をご確認のうえ、健康年金課に申請してください。ただし、生活保護受給世帯および中国残留邦人等の支援受給者の方が市内で受ける場合は、ワクチン接種前に、生活福祉課で「受給証明書」の交付を受けて実施医療機関へ提出してください。医療機関での支払いおよび後日の申請は不要となります。

※補助対象者

- (1)生活保護受給世帯および中国残留邦人等の支援受給者の方
- (2)平成21年度市町村民税非課税世帯の方

※申請に必要な書類

新型インフルエンザワクチン接種費用の補助申請書（市内接種医療機関で配布）

市外の実施医療機関で接種される方は、預金口座への振込みとなりますので、振込み先のわかるものと印鑑をご持参いただき、申請時に窓口でご記入ください。

領収書

新型インフルエンザ予防接種済証の写し

新型インフルエンザ予防接種済証として、母子健康手帳に記載がある場合は、母子健康手帳の出生届出済証明のページおよび新型インフルエンザ予防接種済の記載があるページの写し

補助対象者の確認書類

- (1)の生活保護受給世帯および中国残留邦人等の支援受給者の方
 - ・生活福祉課（両庁舎1階）で「受給証明書」の交付を受けてください。
- (2)の平成21年度市町村民税非課税世帯の方
 - ・現在の世帯全員の平成21年度非課税証明書（ただし、住民税の公簿での確認に同意される方は不要）
 - 世帯全員の確定申告または市民税の申告をしていない方は、市民税課（田無庁舎4階）で申告を行ってから、申請してください。その場合は、審査結果が遅れる場合があります。
 - 平成21年1月2日以降に西東京市へ転入された方は、現在の世帯全員の平成21年度非課税証明書が必要です。平成21年1月1日に住所のあった市町村からお取り寄せください。

※申請方法

申請書類を健康年金課へ提出してください（代理申請や郵送による申請も可）。

提出期限は、ワクチン接種（2回接種の場合は、2回目の接種）を行った日から2か月以内です。

代理申請の場合は、代理人選任届が必要です。

※申請結果

申請を受け付けてから3週間程度で審査の結果をお知らせします。

対象者には、その後指定の預金口座に振込みます。